

さいたま市告示第1467号

さいたま市災害救助法施行細則（令和2年さいたま市規則第68号）第2条及び第10条の規定による災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準の一部を改正する告示を次のように定める。

令和8年9月9日

さいたま市長 清水 勇 人

災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準の一部を次のように改正する。

次の表中下線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(避難所及び応急仮設住宅の供与) 第2条 法第4条第1項第1号及び第2項の避難所並びに同条第1項第1号の応急仮設住宅の供与は、次の各号に掲げる施設ごとに、当該各号に定めるところにより行うものとする。 1 避難所 (1) [略] (2) 原則として、学校、公民館等既存の建物を利用すること。ただし、これら適当な建物を利用することが困難な場合は、野外に移動可能な施設、車両等を設置し、又はその他の適切な方法により実施すること。 (3) 避難所の設置のため支出できる費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費（法第4条第2項の避難所については、災害が発生するおそれがある場合において必要となる別に定める経費）として、避難所の利用者1人1日当たり370円以内とすること。 (4) 法第2条第2項に基づき、福祉避難所（主として高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者を滞在させるものであって、災害対策基本法施行令（昭和37年政令第288号）第20条の6第1号から第5号までに定める基準に適合する避難所をいう。）を設置した場合は、(3)の金額に、当該特別な配慮のために必要な通常の実費を加算することができるものとする。 (5) [略] (6) 法第4条第1項第1号の避難所を開設できる期間は、災害発生の日から7日以内とし、同条第2項の避難所を開設できる期間は、法第2条第2項の規定による救助を開始した日から、別に定める日までの期間とすること。	(避難所及び応急仮設住宅の供与) 第2条 法第4条第1項第1号の避難所及び応急仮設住宅の供与は、次の各号に掲げる施設ごとに、当該各号に定めるところにより行うものとする。 1 避難所 (1) [略] (2) 原則として、学校等既存の建物を利用すること。ただし、これら適当な建物を利用することが困難な場合は、野外への仮小屋の設置、天幕の設営その他の適切な方法により実施すること。 (3) 避難所の設置のため支出できる費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費として、避難所の利用者1人1日当たり330円以内とすること。 (4) 福祉避難所（高齢者、障害者等（以下「高齢者等」という。）であつて避難所での避難生活において特別な配慮を必要とするものに供与する避難所をいう。）を設置した場合は、(3)の金額に、当該特別な配慮のために必要な通常の実費を加算することができるものとする。 (5) [略] (6) 避難所を開設できる期間は、災害発生の日から7日以内とすること。

2 応急仮設住宅

[略]

(1) 建設型応急住宅

ア [略]

イ 1戸当たりの規模は、応急救助の趣旨を踏まえ、地域の実情、世帯構成等に応じて設定することとし、その設置のために支出できる費用は、設置に係る原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費として、7, 259, 000円以内とすること。

ウ [略]

エ 福祉仮設住宅（老人居宅介護等事業等を利用しやすい構造及び設備を有し、高齢者、障害者等であつて日常生活上特別な配慮を要する複数のものに供与する施設をいう。）を建設型応急住宅として設置できること。

（炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給）

第3条 法第4条第1項第2号の炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給は、次の各号に掲げる救助に応じ、当該各号に定めるところにより行うものとする。

(1)・(2) [略]

(3) 炊き出しその他による食品の給与を実施するため支出できる費用は、主食、副食及び燃料等の経費とし、1人1日当たり1, 480円以内とすること。

（被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与）

第4条 法第4条第1項第3号の被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与（以下「生活必需品の給与等」という。）は、次に定めるところにより行うものとする。

1・2 [略]

3 生活必需品の給与等のため支出できる費用は、季別及び世帯区分により1世帯当たり次に掲げる額を上限とする。この場合において、季別は、夏季（4月から9月までの期間をいう。以下同じ。）及び冬季（10月から3月までの期間をいう。以下同じ。）とし、災害発生の日をもって決定すること。

(1) 住家の全壊、全焼又は流失により被害を受けた世帯

季別	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	世帯員が6人以上の世帯
夏季	<u>20,900</u> 円	<u>26,900</u> 円	<u>39,900</u> 円	<u>47,600</u> 円	<u>60,300</u> 円	<u>60,300</u> 円に5人を超える世帯員1人につき <u>8,800</u> 円を加算した額
冬季	<u>34,700</u> 円	<u>44,800</u> 円	<u>62,500</u> 円	<u>73,100</u> 円	<u>92,100</u> 円	<u>92,100</u> 円に5人を超える世帯員1人につき <u>12,700</u> 円を加算した額

(2) 住家の半壊、半焼又は床上浸水により被害を受けた世帯

2 応急仮設住宅

[略]

(1) 建設型応急住宅

ア [略]

イ 1戸当たりの規模は、応急救助の趣旨を踏まえ、地域の実情、世帯構成等に応じて設定することとし、その設置のために支出できる費用は、設置に係る原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費として、5, 714, 000円以内とすること。

ウ [略]

エ 福祉仮設住宅（老人居宅介護等事業等を利用しやすい構造及び設備を有し、高齢者等であつて日常生活上特別な配慮を要する複数のものに供与する施設をいう。）を建設型応急住宅として設置できること。

（炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給）

第3条 法第4条第1項第2号の炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給は、次の各号に掲げる救助に応じ、当該各号に定めるところにより行うものとする。

(1)・(2) [略]

(3) 炊き出しその他による食品の給与を実施するため支出できる費用は、主食、副食及び燃料等の経費とし、1人1日当たり1, 160円以内とすること。

（被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与）

第4条 法第4条第1項第3号の被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与（以下「生活必需品の給与等」という。）は、次に定めるところにより行うものとする。

1・2 [略]

3 生活必需品の給与等のため支出できる費用は、季別及び世帯区分により1世帯当たり次に掲げる額を上限とする。この場合において、季別は、夏季（4月から9月までの期間をいう。以下同じ。）及び冬季（10月から3月までの期間をいう。以下同じ。）とし、災害発生の日をもって決定すること。

(1) 住家の全壊、全焼又は流失により被害を受けた世帯

季別	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	世帯員が6人以上の世帯
夏季	<u>18,800</u> 円	<u>24,200</u> 円	<u>35,800</u> 円	<u>42,800</u> 円	<u>54,200</u> 円	<u>54,200</u> 円に5人を超える世帯員1人につき <u>7,900</u> 円を加算した額
冬季	<u>31,200</u> 円	<u>40,400</u> 円	<u>56,200</u> 円	<u>65,700</u> 円	<u>82,700</u> 円	<u>82,700</u> 円に5人を超える世帯員1人につき <u>11,400</u> 円を加算した額

(2) 住家の半壊、半焼又は床上浸水により被害を受けた世帯

季別	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	世帯員が6人以上の世帯
夏季	6,900円	9,200円	13,800円	16,800円	21,100円	21,100円に5人を超える世帯員1人につき3,000円を加算した額
冬季	11,000円	14,400円	20,500円	24,300円	30,700円	30,700円に5人を超える世帯員1人につき4,000円を加算した額

(福祉サービスの提供)

第7条 法第4条第1項第6号の福祉サービスの提供は、次の各号の定めるところにより行うものとする。

- 1 災害により現に被害を受け、避難生活において配慮を必要とする高齢者、障害者、乳幼児その他の者（以下「災害時要配慮者」という。）に対して、応急的に処置するものであること。
- 2 都道府県知事等（法第3条に規定する「都道府県知事等」をいう。）又は災害発生市町村等（法第11条に規定する「災害発生市町村等」をいう。）の長からの要請を受けて行うものであること。
- 3 次の範囲内において行うこと。
 - (1) 災害時要配慮者に関する情報の把握
 - (2) 災害時要配慮者からの相談対応
 - (3) 災害時要配慮者に対する避難生活上の支援
 - (4) 災害時要配慮者の避難所への誘導
 - (5) 福祉避難所の設置（法第2条第2項に基づき設置する場合を除く。）
- 4 福祉サービスの提供のため支出できる費用は、前号(1)から(4)までの場合は消耗器材費又は器物の使用謝金、借上費若しくは購入費として当該地域における通常の実費とし、同号(5)の場合は消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費として当該地域における通常の実費とすること。
- 5 福祉サービスの提供を実施できる期間は、災害発生日から7日以内とすること。

(被災した住宅の応急修理)

第8条 法第4条第1項第7号の被災した住宅の応急修理は、次に定めるところにより行うものとする。

- 1 住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理
 - (1) 災害のため住家が半壊、半焼又はこれらに準ずる程度の損傷を受け、雨水の侵入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある者に対して行うものであること。

季別	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	世帯員が6人以上の世帯
夏季	6,100円	8,300円	12,400円	15,100円	19,000円	19,000円に5人を超える世帯員1人につき2,600円を加算した額
冬季	10,000円	13,000円	18,400円	21,900円	27,600円	27,600円に5人を超える世帯員1人につき3,600円を加算した額

(被災した住宅の応急修理)

第7条 法第4条第1項第6号の被災した住宅の応急修理は、次に定めるところにより行うものとする。

- 1 災害のため住家が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者又は住家が大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に半壊した者に対して行うものであること。

(2) 住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理が必要な部分に対し、合成樹脂シート、ロープ、土嚢等を用いて行うものとし、その修理のために支出できる費用は、1世帯当たり56,400円以内とすること。

(3) 住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理は、災害発生の日から10日以内に完了すること。

2 日常生活に必要な最小限度の部分の修理

(1) 災害のため住家が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者に対して行うものであること。

(2) 居室、炊事場、便所等日常生活に必要な最小限度の部分に対し、現物をもって行うものとし、その修理のために支出できる費用は、1世帯当たり次に掲げる額以内とすること。

ア イに掲げる世帯以外の世帯 757,000円

イ 半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯 367,000円

(3) 日常生活に必要な最小限度の部分の修理は、災害発生の日から3月以内（災害対策本法（昭和36年法律第223号）第23条の3第1項に規定する特定災害対策本部、同法第24条第1項に規定する非常災害対策本部又は同法第28条の2第1項に規定する緊急災害対策本部が設置された災害にあつては、6月以内）に完了すること。

（生業に必要な資金の貸与）

第9条 法第4条第1項第8号の生業に必要な資金の貸与は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

（学用品の給与）

第10条 法第4条第1項第9号の学用品の給与は、次の各号に定めるところにより行うものとする。

1・2 [略]

3 学用品の給与のため支出できる費用は、次の(1)及び(2)に掲げる費用につきそれぞれ(1)及び(2)に定める額を上限とすること。

(1) [略]

(2) 文房具費及び通学用品費

ア 小学校児童 1人当たり5,800円

イ 中学校生徒 1人当たり6,100円

2 居室、炊事場、便所等日常生活に必要な最小限度の部分に対し、現物をもって行うものとし、その修理のために支出できる費用は、1世帯当たり次に掲げる額以内とすること。

(1) (2)に掲げる世帯以外の世帯 595,000円

(2) 半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯 300,000円

3 住宅の応急修理は、災害発生の日から1月以内に完了すること。

（生業に必要な資金の貸与）

第8条 法第4条第1項第7号の生業に必要な資金の貸与は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

（学用品の給与）

第9条 法第4条第1項第8号の学用品の給与は、次の各号に定めるところにより行うものとする。

1・2 [略]

3 学用品の給与のため支出できる費用は、次の(1)及び(2)に掲げる費用につきそれぞれ(1)及び(2)に定める額を上限とすること。

(1) [略]

(2) 文房具費及び通学用品費

ア 小学校児童 1人当たり4,500円

イ 中学校生徒 1人当たり4,800円

ウ 高等学校等生徒 1人当たり6,600円

(埋葬)

第11条 法第4条第1項第10号の埋葬は、次に定めるところにより行うものとする。

1・2 [略]

3 埋葬のため支出できる費用は、1体当たり大人239,400円以内、小人191,500円以内とすること。

(死体の搜索及び処理)

第12条 法第4条第1項第11号の規定に基づく政令第2条第1号の死体の搜索及び処理は、次の各号に掲げる救助ごとに、当該各号に定めるところにより行うものとする。

1 [略]

2 死体の処理

(1)～(3) [略]

(4) 死体の処理のため支出できる費用は、次に掲げるところによること。

ア 死体の洗浄、縫合、消毒等の処置のための費用は、1体当たり3,800円以内とすること。

イ 死体の一時保存のための費用は、死体を一時収容するために既存の建物を利用する場合は当該施設の借上げに要する通常の実費とし、既存の建物を利用できない場合は1体当たり6,100円以内とすること。ただし、死体の一時保存にドライアイスの購入費等の経費が必要であるときは、通常の実費を加算することができること。

(災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去)

第13条 法第4条第1項第11号の規定に基づく政令第2条第2号の規定による災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているもの（以下「障害物」という。）の除去は、次に定めるところにより行うものとする。

1 [略]

2 障害物の除去のため支出できる費用は、ロープ、スコップその他除去のため必要な機械、器具等の借上費又は購入費、輸送費、賃金職員等雇上費等とし、障害物の除去を行った一世帯当たりの平均が148,600円以内となるようにすること。

(救助のための輸送費及び賃金職員等雇上費)

第14条 法第4条第1項各号及び第2項の救助を実施するに当たり必要な場合は、次に定めるところにより救助のための輸送費及び賃金職員等雇上費を支給することが

ウ 高等学校等生徒 1人当たり5,200円

(埋葬)

第10条 法第4条第1項第9号の埋葬は、次に定めるところにより行うものとする。

1・2 [略]

3 埋葬のため支出できる費用は、1体当たり大人215,200円以内、小人172,000円以内とすること。

(死体の搜索及び処理)

第11条 政令第2条第1号の死体の搜索及び処理は、次の各号に掲げる救助ごとに、当該各号に定めるところにより行うものとする。

1 [略]

2 死体の処理

(1)～(3) [略]

(4) 死体の処理のため支出できる費用は、次に掲げるところによること。

ア 死体の洗浄、縫合、消毒等の処置のための費用は、1体当たり3,500円以内とすること。

イ 死体の一時保存のための費用は、死体を一時収容するために既存の建物を利用する場合は当該施設の借上げに要する通常の実費とし、既存の建物を利用できない場合は1体当たり5,400円以内とすること。ただし、死体の一時保存にドライアイスの購入費等の経費が必要であるときは、通常の実費を加算することができること。

(災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去)

第12条 法第4条第1項第10号の規定に基づく政令第2条第2号の規定による災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているもの（以下「障害物」という。）の除去は、次に定めるところにより行うものとする。

1 [略]

2 障害物の除去のため支出できる費用は、ロープ、スコップその他除去のため必要な機械、器具等の借上費又は購入費、輸送費、賃金職員等雇上費等とし、障害物の除去を行った一世帯当たりの平均が137,900円以内となるようにすること。

(救助のための輸送費及び賃金職員等雇上費)

第13条 法第4条第1項各号に掲げる救助を実施するに当たり必要な場合は、次に定めるところにより救助のための輸送費及び賃金職員等雇上費を支給することができ

できる。

- 1 救助のための輸送費及び賃金職員等雇上費として支出できる範囲は、次に掲げるとおりとすること。

- (1) 被災者（法第4条第2項の救助にあつては避難者）の避難に係る支援
(2)・(3) [略]
(4) 福祉サービスの提供
(5) 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
(6) 死体の搜索
(7) 死体の処理
(8) 救済用物資の整理配分

(実費弁償)

第15条 法第7条第5項の実費弁償は、次の各号に掲げる者ごとに、当該各号に定めるところにより行うこととする。

- 1 令第4条第1号から第5号までに規定する者

- (1) 日当（1人1日当たり）
ア 医師及び歯科医師 23,600円以内
イ 薬剤師 18,800円以内

ウ 保健師及び助産師 19,800円以内

エ 看護師 19,600円以内

オ 准看護師 16,700円以内
カ 栄養士、管理栄養士、診療放射線技師、臨床検査技師、理学療法士、作業療法士、臨床工学技士及び言語聴覚士 17,900円以内
キ 歯科衛生士及び歯科技工士 17,400円以内
ク 救急救命士 17,400円以内
ケ 保育士 16,200円以内
コ 社会福祉士、介護福祉士、介護支援専門員、精神保健福祉士、公認心理士、児童福祉法第24条の26第2項に規定する視程障害児相談支援又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第51条の17第2項に規定する視程計画相談支援に従事する者として内閣府令で定める者、土木技術者及び建築技術者 17,400円以内
サ 大工 30,600円以内
シ 左官 32,800円以内
ス とび職 32,400円以内

- (2) 時間外勤務手当

職種ごとに、(1)のアからスまでに定める日当額を基礎とし、常勤県職員との均衡を考慮して算定した額以内とすること。

る。

- 1 救助のための輸送費及び賃金職員等雇上費として支出できる範囲は、次に掲げるとおりとすること。

- (1) 被災者の避難に係る支援
(2)・(3) [略]
(4) 飲料水の供給
(5) 死体の搜索
(6) 死体の処理
(7) 救済用物資の整理配分

(実費弁償)

第14条 法第7条第5項の実費弁償は、次の各号に掲げる者ごとに、当該各号に定めるところにより行うこととする。

- 1 令第4条第1号から第4号までに規定する者

- (1) 日当（1人1日当たり）
ア 医師及び歯科医師 21,500円以内
イ 薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士及び歯科衛生士 15,100円以内
ウ 保健師、助産師、看護師及び准看護師 15,500円以内
エ 土木技術者及び建築技術者 15,000円以内
オ 救急救命士 14,700円以内
カ 大工 25,300円以内

キ 左官 26,500円以内
ク とび職 26,400円以内

- (2) 時間外勤務手当

職種ごとに、(1)のアからクまでに定める日当額を基礎とし、常勤県職員との均衡を考慮して算定した額以内とすること。

(3) 旅費 職種ごとに、(1)の<u>ア</u>から<u>ス</u>までに定める日当額を基礎とし、常勤県職員との均衡を考慮して職員の旅費に関する条例（昭和27年埼玉県条例第20号）において定める額以内とすること。 2 令第4条第6号から第11号までに規定する者 3 法第8条第4項の実費弁償は、救助の種類ごとに、第2条から第14条までに定めるところにより行うこととする。 （救助事務費） 第16条 法第18条第1項の救助の事務を行うのに必要な費用（以下「救助事務費」という。）は、次に定めるところによる。 1 [略] 2 各年度において、前号の救助事務費として支出できる費用は、法第21条に定める国庫負担を行う年度（以下「国庫負担対象年度」という。）における各災害に係る前号(1)から(7)までに掲げる費用について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第143条に定める会計年度所属区分により当該年度に歳出に区分される額を合算し、各災害の当該合算した額の合計額が、国庫負担対象年度に支出した救助事務費以外の費用の額（第2条から第14条までに規定する救助の実施のために支出した費用及び前条に規定する実費弁償のため支出した費用を合算した額、法第9条第2項において準用する法第5条第3項に規定する損失補償に要した費用の額、政令第8条第2項に定めるところにより算定した法第12条の扶助金の支給基礎額を合算した額、法第19条に規定する委託費用の補償に要した費用の額並びに法第20条第1項に規定する求償に対する支払いに要した費用の額（救助事務費の額を除く。）の合算額をいう。）の合算額に、次の(1)から(7)までに掲げる区分に応じ、それぞれ(1)から(7)までに定める割合を乗じて得た額の合計額以内とすること。	(3) 旅費 職種ごとに、(1)の<u>ア</u>から<u>ク</u>までに定める日当額を基礎とし、常勤県職員との均衡を考慮して職員の旅費に関する条例（昭和27年埼玉県条例第20号）において定める額以内とすること。 2 令第四条第五号から第十号までに規定する者 （救助事務費） 第15条 法第18条第1項の救助の事務を行うのに必要な費用（以下「救助事務費」という。）は、次に定めるところによる。 1 [略] 2 各年度において、前号の救助事務費として支出できる費用は、法第21条に定める国庫負担を行う年度（以下「国庫負担対象年度」という。）における各災害に係る前号(1)から(7)までに掲げる費用について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第143条に定める会計年度所属区分により当該年度に歳出に区分される額を合算し、各災害の当該合算した額の合計額が、国庫負担対象年度に支出した救助事務費以外の費用の額（第2条から第13条までに規定する救助の実施のために支出した費用及び第14条に規定する実費弁償のため支出した費用を合算した額、法第9条第2項において準用する法第5条第3項に規定する損失補償に要した費用の額、政令第8条第2項に定めるところにより算定した法第12条の扶助金の支給基礎額を合算した額、法第19条に規定する委託費用の補償に要した費用の額並びに法第20条第1項に規定する求償に対する支払いに要した費用の額（救助事務費の額を除く。）の合算額をいう。）の合算額に、次の(1)から(7)までに掲げる区分に応じ、それぞれ(1)から(7)までに定める割合を乗じて得た額の合計額以内とすること。
---	--

附 則

この告示は、令和8年4月1日から適用する。

連絡先

- 1 担当 さいたま市役所総務局危機管理部防災課防災企画係
- 2 電話 048（829）1126
- 3 FAX 048（829）1978